会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の２第１項）
任用期間	令和２年４月１日から令和３年３月 31 日まで
職　　種	地域協働学習実施支援員
採用予定人数	１名
従事すべき業務の内容	勤務校において、地域との協働による高等学校教育改革推進事業を実施するため、外部とのコーディネートや探究的な学習活動のファシリテーションに係る業務を行う。
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、スクール・サポート・スタッフの業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	週３時間程度で、相談の上、校長が勤務日及び勤務時間を割り振る。
休　　暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第３号）第１条第１項に規定する県の休日
報 酬 等	・報　　酬：１時間当たり　2,800円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし
退職に関する事項	・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・地域協働学習実施支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服　　務	任期中、以下の義務を負います。 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年年法律第 50 号）の規定により補償する。

○　応募期間　　令和２年３月 18 日～令和２年３月 23 日の間
ただし、応募多数の場合は３月 23 日より前に締め切ることがあります。

○　問い合わせ先

愛媛県西条市小松町新屋敷乙 42-1　　愛媛県立小松高等学校　事務課　村上ゆかり
℡　0898-72-2731　　Fax　0898-72-3669